

農業分野外国人材確保推進事業公募要領

第1 総則

農業分野で活躍する外国人材が、本県で安心して長く就業できるよう、働きやすい就業・生活環境の整備をモデル的に実施する農業法人等を支援する。

第2 事業実施主体

次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 認定農業者又は農業法人、農業協同組合等
- (2) 鹿児島県内に事業所を置く者
- (3) 鹿児島県内の事業所において外国人材を現に雇用し、今後も継続して雇用する予定であること、または年度内に新たに外国人材を雇用する具体的な計画があること。なお、外国人材は、技能実習生及び特定技能外国人に限る。
- (4) 明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること。

第3 事業内容

- (1) 外国人材の技術等向上に資する取組
 - ア スキルアップ支援（資格取得、職場セミナー、日本語教育等）
 - イ 外国人労働者向けマニュアル等の作成（作業の細分化、作業映像作成等）
- (2) 外国人材の生活環境の改善に資する取組
 - ア 生活環境改善（個室整備、冷暖房整備等）
 - イ 移動時間の短縮（新たな住宅の借上等）
- (3) 外国人材の就業環境の改善に資する取組
 - ア 就業環境整備（ほ場へのトイレ設置等）
 - イ 作業負荷軽減（アシストスーツ導入等）
- (4) その他外国人材の定着に資する取組
その他、目的達成のために知事が特に必要と認める取組

第4 助成金額

事業実施に要する経費の1/2以内（上限200千円）

第5 補助対象経費

本事業の実施に要する経費は、次の表のとおりとする。

区 分	内 容
報 償 費	講師等謝金
旅 費	講師旅費、資格取得等に要する旅費
備 品 費	外国人材の就業・生活環境の改善等に資する機械・器具、資材等の購入費
需 用 費	印刷製本費、消耗品費、教材購入費等
役 務 費	通信運搬費（郵送料、電信電話料及び運搬費）
賃 借 料	自動車、会議室、住宅などの賃借料等
委 託 料	マニュアル作成、研修等委託料
そ の 他	知事が特に必要と認める経費

第6 応募方法

(1) 提出書類

- ア 公募申請書（様式第1号）
- イ 事業実施計画書（様式第2号）
- ウ 収支予算書（様式第3号）
- エ 添付書類
 - ・（認定農業者の場合）農業経営改善計画認定書の写し
 - ・（農業法人，農業協同組合等の場合）定款，規約等
 - ・消費税課税事業者届出書
 - ・（機械等導入の場合）機械等の規模決定及び事業費積算基礎
 - ・（機械等導入の場合）見積書，カタログ
 - ・（住宅借上の場合）賃貸借契約書
 - ・その他参考となる資料

(2) 公募期間

令和5年8月3日（木）から8月31日（木）17時必着

(3) 提出方法及び提出先

提出先及び問合せ先は，下記のとおりとする。

ただし，受付時間は，土・日・祝日を除く日の9時から17時まで（12時から13時までの間を除く。）とする。

【提出先・問合せ先】

名称	所在地	電話番号	市町村
鹿児島地域振興局農政普及課	鹿児島市小川町3-56	099-805-7271	鹿児島市，日置市，いちき串木野市，鹿児島郡
南薩地域振興局農政普及課	南さつま市加世田東本町8-13	0993-52-1344	枕崎市，指宿市，南さつま市，南九州市
北薩地域振興局農政普及課	薩摩川内市神田町1-22	0996-25-5530	阿久根市，出水市，薩摩川内市，薩摩郡，出水郡
始良・伊佐地域振興局農政普及課	始良市加治木町諏訪町12	0995-63-8146	霧島市，伊佐市，始良市，始良郡
大隅地域振興局農政普及課	鹿屋市打馬二丁目16-6	0994-52-2140	鹿屋市，垂水市，曾於市，志布志市，曾於郡，肝属郡
熊毛支庁農政普及課	西之表市西之表7590	0997-22-0044	西之表市，熊毛郡
大島支庁農政普及課	奄美市名瀬永田町17-3	0997-57-7265	奄美市，大島郡

【事業全般に関する問い合わせ】

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 鹿児島県農政部経営技術課

TEL：099-286-3152，FAX：099-286-5593 担当：本山，竹之下

第7 審査

(1) 審査等の観点

審査は，事業実施計画，申請経費及び事業実施主体の妥当性について，別添1の審査基準に照らし審査するものとする。

(2) 審査方法

補助金交付候補者の選定に当たっては、応募者から提出された申請書類を審査し、事業実施計画審査会において、取組内容の妥当性等について諮るものとする。

(3) 審査結果の通知

応募のあった事業実施計画書について適否を決定（補助金交付候補者を選定）し、審査の結果については、事業実施計画書を提出したすべての者にその旨通知する。

(4) 審査内容については、非公開とする。また、補助金交付候補者の選定に係る審査の経過、審査結果等に関する問い合わせには応じないものとする。

第8 重複申請の制限

応募者が、同一の内容で、既に自力で事業を実施している場合又は既に国・県等から他の補助金の交付を受けている場合若しくは採択が決定している場合は、審査の対象から除外し、又は採択の決定を取り消すこととする。

第9 事業成果等の報告及び発表

事業実施主体は、事業成果等について、事業終了後に鹿児島県から報告を求められた場合は、必要な報告を行うものとする。

また、事業実施主体は、本事業により得られた事業成果等について、農業関係者、マスコミ等に広く公表し、事業成果の公開・普及に努めるものとする。

第10 スケジュール（予定）

8/3～8/31	公募期間
9月中旬	審査会
9月下旬	事業採択適否の通知
10月上旬	事業実施計画の提出
10月上旬	事業実施計画の承認
10月中旬	補助金交付申請
10月下旬	補助金交付決定

第11 事業実施期間

補助金交付決定日から令和6年2月末日まで

第12 その他

- (1) 提出書類に不備がある場合は、受け付けないことがあります。
- (2) 提出書類は、理由のいかんに関わらず返却いたしません。
- (3) 提出等に要する費用は、応募者の負担とします。
- (4) 必要に応じて、ヒアリングや応募書類内容の問合せを行うことがあります。

【審査基準】

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性 【目的・目標の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・課題を適切に分析し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成により、本県農業現場が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	10 6 2 0
効率性 【計画・予算の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	10 6 2 0
新規性・先進性 【計画の新規性・先進性】	<ul style="list-style-type: none"> ・新たなモデルな取組（公募要領第3事業内容に括弧書きで例示している取組以外）として期待できるなど、計画内容に新規性・先進性が認められるか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	10 6 2 0
実現性 【事業実施体制の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制等を有しているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
公益性 【県の支援の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・公益的な波及効果が期待されるか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0